



公共職業訓練
（パソコン実務会計）
受講生募集のご案内

雇用・能力開発機構 熊本センターでは、公共職業訓練「パソコン実務会計科 阿蘇コース」実施に伴い、受講生を募集しております。受講を希望される方は下記要項をご確認の上、「ハローワーク阿蘇」又は、「雇用・能力開発機構熊本センター」まで、お問い合わせ下さい。

申込資格
原則として雇用保険の受給資格を有する離職者の方

募集期間
平成18年6月16日(金)～6月29日(木)

訓練期間
平成18年8月2日(水)～10月26日(木)

受講料
無料

(別途テキスト代13,000円程度)

訓練会場
ワイエスプランパソコンスクール阿蘇校
(住所)阿蘇市内牧257番地

お申込み先
ハローワーク阿蘇 22-8609

問い合わせ先
独立行政法人
雇用・能力開発機構熊本センター
096-242-0394

今年に入り茨城県と千葉県で『はしか』の集団感染が発生しています



お子様の予防接種、受け忘れはありませんか？

乳幼児の予防接種は、規定の回数・間隔が守られていないと、十分な効果が期待できません。予防接種の受け忘れはありませんか？もう一度母子健康手帳を開いて確認しましょう！！また、4月から麻しんと風しんの予防接種が、麻しん風しん混合ワクチンを使用した2回接種[1歳と年長児]に変更されました。詳しくは、予防接種年間計画表をご覧ください。対象年齢になったら早めに接種するようにしましょう。

特に麻しん風しんは、1歳ごろに抵抗力が落ちますので、1歳になったらすぐに予防接種を受けるようにしましょう。

詳しいお問い合わせは、
一の宮保健センター
22-5088 保健師まで

平成18年4月1日から児童手当制度が拡充されます
申し込み手続は9月30日まで

< 拡充の内容 >

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達最初の年度末)までに拡充され、併せて、所得制限が引き上げられます。

平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆さま
(平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ)

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。

平成18年度に小学校5・6年生の児童がいる保護者の皆さま
(平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ)

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求が必要になります。

これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆さま

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。



【認定請求に必要な添付書類】

- ・健康被保険者証等の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合)
- ・所得証明書(阿蘇市に平成18年1月1日に住所がなかった場合のみ必要)

問い合わせ先 阿蘇市役所福祉課 22-3145
内牧支所 32-1111 波野支所 24-2001